

## 奨励金支給に関する内規

2021（令和3）年2月15日制定

（目的）

第1条 この規程は、奈良県ダンススポーツ連盟（以下「連盟」という）の会員がその連盟における活動を通じて、ダンス技術の指導、会員拡大、に著しい貢献をなし、又は、格段の努力をもって競技選手として特別の地位を築きつつ保持していると認められる場合、これを顕彰し適切に遇することによって会員のダンス活動意欲の向上に資することを目的とする。

（奨励金の支給）

第2条 前条の目的を達するために、連盟会員の該当者に奨励金を支給する。  
2. 前項の該当者は連盟在籍3年以上の会員でなければならない。

（奨励金の種類）

第3条 奨励金の種類は、次のとおりとする

- (1) 技術指導奨励金
- (2) 会員拡大奨励金
- (3) 特別優等選手奨励金

（技術指導奨励金）

第4条 前条第1号に言う技術指導奨励金は、指導員資格を持ち、積極的に連盟の活動において正確な技術を指導し、会員等の技術能力を高めることに努めた者に支給する。

（会員拡大奨励金）

第5条 第3条第2号に言う会員拡大奨励金は、連盟認定のサークル又はこれに準ずるサークル等の活動等を通じて会員の増加に大きく寄与したと認められる者に支給する。

（特別優等選手奨励金）

第6条 第3条第3号に言う特別優等選手奨励金は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- (1) 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下 JDSF という）の全日本強化選手
- (2) 国際競技会に派遣される JDSF の日本代表選手

- (3) その他、前各号と同等の技量、技術力を持つと認められるダンススポーツの選手でとくに理事会が承認した者

(奨励金の決定)

第7条 奨励金は該当会員の毎年度12月末時点での活動実績、及び前年度の1月から3月までの活動実績を合わせて評価、選考し、理事会に諮り決定する。

(奨励金の金額)

第8条 奨励金の金額は次の各号のとおりとする。

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 技術指導奨励金   | 10,000円  |
| (2) 会員拡大奨励金   | 10,000円  |
| (3) 特別優等選手奨励金 | 1組につき 50,000円 (ただし組相手のいずれかが第2条第2項の要件を欠く場合は30,000円) |

(改廃)

第9条 この規程は理事会の過半数の議決により、改訂又は廃止することができる。

附則 この規程は、2021（令和3）年2月15日から施行する。

但し2020（令和2）年度に該当者がある場合は、第7条の規定を2020（令和2）年12月31日に遡及して適用する。